

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における 臨時的・特例的な巡回診療等の届出受理について（お知らせ）

令和4年2月9日付で厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における巡回診療及び巡回健診（以下、巡回診療等）の臨時的・特例的な取扱いが示されました。

京都市における運用については、次に示すとおりとしますので、お知らせします。

記

1 変更点

市内医療機関が市外で巡回診療等を行う場合、届出された実施計画書を本市から巡回先を管轄する保健所に送付することにより、実施の円滑化を図ります。

| 巡回先 | 変更前 | 変更後 |
|------|------------------------------|--|
| 京都府外 | 巡回先を管轄する保健所において診療所開設許可申請書を提出 | 京都市医療衛生企画課に巡回診療実施届（巡回健診実施届）を提出 （添付：実施計画書（管轄する保健所ごとに作成）） |

2 京都市外で巡回診療等を行う場合の届出書類

- ・届出書鑑
 - ・実施計画書（巡回先を管轄する保健所別に整備してください。）
 - ・添付書類^{*1}
 - ・ X線装置等を搭載する巡回健診車を使用する場合
各車両に係る車検証（写し）^{*2}
遮蔽計算書及び計算図並びに線量測定結果^{*2}
- ※1 初回届出時は、添付書類は必ず添付してください。
2回目以降の届出時は、前回と変更がない場合は添付省略可能です。
- ※2 車検証、線量測定結果については、有効期間の確認をお願いします。

3 書類提出先・提出部数

医療衛生企画課医務担当（窓口にお越しの際はあらかじめ連絡の上、時間予約をお願いします）

提出2部（控えとして受理印押印したもの1部をお返しします。）

4 巡回診療等における「反復継続」の考え方について

巡回診療（健診）実施届の提出に当たっては「定期的に反復継続（おおむね週二回以上）又は一定地点で継続（おおむね三日以上）して行われることのないもの」の要件を満たす必要がありますので別添を参照の上、実施計画書を作成してください。この規定から外れる場合には実施場所の保健所に診療所開設許可申請が必要になる場合があります。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」等の読み替えについて」（令和4年2月9日事務連絡）
- ・「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知）
- ・「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）

5 本件に関する事前相談先

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 医務担当

電話：075-213-2983 ファックス：075-222-4062

mail:imushinsa※city.kyoto.lg.jp (mail作成の際は※を@に変えてください。)